

山梨県「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金」

【第2次募集】（中小企業者分）のご案内

1 事業の目的

コロナ禍における原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコストの削減を推進するため、事業者が実施する省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象者（中小企業者分）

山梨県内に事業所を有する中小企業者であって、一定の条件を満たすもの。補助条件等の詳細は、[県ホームページ\(https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene-2.html\)](https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene-2.html)掲載の中小企業者用の申請要領をご確認ください。

区分	補助対象者
中小企業者	中小企業基本法第2条第1項に規定する会社及び個人



3 補助対象設備、補助率等（中小企業者分）

補助事業	補助対象設備	補助率	補助限度額
省エネ設備導入	①照明設備（LED照明含む） ②高効率空調 ③業務用給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥変圧器 ⑦冷凍冷蔵設備 ⑧産業用モータ ⑨生産設備 ⑩エネルギーマネジメントシステム	3分の2以内	1事業所あたり、 上限300万円 下限50万円
再エネ設備導入	⑪太陽光発電設備 ⑫蓄電池		1事業所あたり、 上限600万円 下限100万円

※上記①～⑨は更新のみ補助対象、⑩～⑫は新設と更新が補助対象

4 【第2次募集】申請受付期間

令和5年1月30日から令和5年3月3日（当日消印有効）まで

5 【第2次募集】補助対象期間

令和4年10月7日から令和6年2月10日まで

なお、令和4年10月7日から補助金交付決定日までの間に事業着手する場合は、事前着手届の提出が必要です（事前着手届の提出は、補助金の採択を確約するものではありません）。

（注）農漁業者、林業者、福祉施設・医療機関等用の申請要領も、県ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene.html>）からご覧いただけます。



6 **注意事項（中小企業者分）**

- ① 1事業者につき1事業所を上限とします。
- ② 補助対象事業所は、本補助金の交付申請日時点において、県内で実質的に1年以上の事業を行っている事業所です。
- ③ 省エネルギー効果の高いものを優先し、予算上限額（22億円）の範囲内で補助金の交付を決定し、申請者へ通知します（※申請の先着順ではありません）。
- ④ 補助対象経費は、設備導入に必要な設備費、設計費、工事費が対象です。既存設備の解体、撤去、移設、処分に要する経費等は補助対象外です。

【省エネ設備導入について】

- ・補助対象設備への更新とは、既存設備を除却（廃棄等）し、新しい設備に入れ替えることであり、増設や一時的な代替、修繕は補助対象外となります。
- ・電気使用量や燃料使用量が増加する設備への更新は補助対象外となります。
- ・灯油やガス等を使用している設備から、電気を使用する設備への更新は補助対象外です。

【再エネ設備導入について】

- ・自ら発電した電力を、自らの事業所において、事業活動のためにのみ使用する設備（自家消費型太陽光発電設備）を補助対象とします。事業活動で消費する電力を超えない範囲で設置するものを補助対象とし、売電による収入が生じる設備は補助対象外となります。
- ・蓄電池は、太陽光発電設備の発電量に見合った容量としてください。

- ⑤ 交付決定による補助事業期間中に、契約・発注、納品・工事の施工、検査・検収及び経費の支払等が行われたものが補助対象となります。
- ⑥ 国、都道府県、市町村等、他の補助制度と重複して補助を受けることはできません。
- ⑦ 補助金により取得した財産については、補助事業終了後も一定期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限され、適切に管理しなければなりません。
- ⑧ 実績報告等の書類審査及び必要に応じ行う現地調査等により、補助事業の成果や内容が補助要件に適合すると認めるときは、補助金をお支払いします。
- ⑨ 本事業終了後においても、現地調査や電話、メール等により、実施状況の聞き取り調査を実施する場合があります。他にも県や会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。
- ⑩ 本補助金を交付した事業者名及び補助金額は県ホームページにおいて公表します。
- ⑪ **県ホームページ**（<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene-2.html>）掲載の**中小企業者用の申請要領を十分に確認のうえ申請してください。**

問い合わせ先

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局
受付時間9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）
電話番号055-242-6260

